

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和5年12月14日(木曜日)

開会 午前 9時58分

閉会 午後 2時 2分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	溝手宣良	副委員長	山名正晃
	委員	小野耕作	委員	萱野哲也
	〃	村木理英	〃	頓宮美津子
(欠席)	委員	仁熊進		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同議事係主査	岩佐知美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
総合政策部長	梅田政徳	総務部長	内田和弘
財政課長	横田優子	財政課主幹	岡真里
文化スポーツ部長	林直方	スポーツ振興課長	倉本伸一
生涯学習課長	小原純	文化芸術課長	小野玲子
保健福祉部長	上田真琴	健康医療課長	白神洋
健康医療課主幹	今若睦也	健康医療課主幹	竹下あけみ
福祉課長	江口真弓	福祉課主幹	田中章彦
こども課長	弓取佐知子	こども課主幹	木田美和
長寿介護課長	重信憲男		
新型コロナウイルス感染症対策室主幹	大西隆之		
教育長	久山延司	教育部長	加治佐一晃
教育総務課長	藤原直樹	教育総務課主幹	高谷直樹
教育総務課主幹	佐藤亘	部活動地域移行推進室長	平田壮太郎
学校教育課長	在間恭子	学校教育課主幹	難波昭彦
こども夢づくり課長	小野美千代		
地食べ学校給食センターえがお所長	松久茂喜		

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

文教福祉委員会審査報告書

令和5年12月14日

総社市議会議長 村木 理英 様

文教福祉委員会
委員長 溝手 宣良

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したから会議規則第110条及び第145条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第64号	総社市国民健康保険税条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第65号	総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第68号	令和5年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第69号	令和5年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきである
陳情第5号	吉備路アリーナ空調設備設置に関する陳情書	採択すべきである

開会 午前9時58分

○委員長（溝手宣良君） ただいまから、文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名であります。欠席者のうち、仁熊進委員から欠席の届出がありました。

まず、陳情第5号 吉備路アリーナ空調設備設置に関する陳情書の審査に入りますが、この際、私より申し上げます。

本日は、参考人として小西安彦さん、川田一馬さんの出席をいただいております。

この際、参考人に一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げますとともに、陳情の趣旨を述べてくださいますようお願いいたします。

それでは、議事の順序等について申し上げます。

まず最初に、参考人に陳情の趣旨を簡潔に述べていただき、その後委員の質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、代表して小西参考人をお願いいたします。

○参考人（小西安彦君） それでは御説明申し上げますが、一応陳情書を読み上げまして、説明に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

陳情書。総社市営の唯一の屋内競技場である、吉備路アリーナは、卓球、バスケットボール、バドミントン、ハンドボールなど、多くの屋内競技の競技場や練習場として活用されています。また、平成30年豪雨災害時には、発災直後、総社市のみならず真備町からの多くの被災者が避難されました。振り返ってみますと、7月7日深夜、市の災害対策本部からの指示で吉備路アリーナに避難した下原地区住民は、9日朝までの2日間でしたが、家族ごとに玄関ロビーやアリーナ、通路など、思い思いのところで過ごしました。梅雨明け前の蒸し暑い時期でしたが、本格的な夏前ということもあり、空調設備がなくても、何とか避難生活が送れたと思います。しかし、近年の日本列島の暑さは災害級と言われるほどで、40度近くになることもしばしばです。こうした環境では、夏季期間中は避難所としてはとても活用できないと思います。今後10年以内に必ず起きると言われている南海トラフ地震を見据え、大規模災害発生直後の拠点避難所として活用するために、ぜひとも吉備路アリーナに空調設備を陳情いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） ありがとうございました。

以上で、参考人からの趣旨説明は終わりました。

次に、参考人に対する質疑を行います。

この際、私より申し上げます。

念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言をお願いいたします。また、参考人は委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 市議会の萱野です。今日は、お世話になります。

ちょっと一つだけお聞きしたいんです。いや、おっしゃる趣旨はよく理解してるんですけども、多分これを出すに当たって、担当部局からきびじアリーナができた際にもこういう議論が一度あったようには僕は聞いてて、エアコン設置が要るんじゃないかと。当時、20年前かその頃なんですけど、そのときの経緯なんかも担当課のほうからお聞きしてますか。結局、なぜつけなかったのかとか、そういうふうなことはお聞きは。御存じですか。

○委員長（溝手宣良君） 川田さん、お願いいたします。

○参考人（川田一馬君） 私自身は、経緯とかもろもろの過去のことについてはほとんど知ってないという状況でございました。今回は、あくまでも我々が避難所としてお世話になったきびじアリーナの、災害に被災したときの避難所としての観点からということで、これまでの経緯等々についてはほとんどゼロに近いぐらい知りませんでした。これが実態でございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 今日は、小西会長、そして川田副本部長に議会にお運びいただきまして、本当にありがとうございます。

私から幾つかちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、西日本豪雨の際、実際に避難所に避難された皆様方の御印象、きびじアリーナでの避難体制はどういった体制だったか、どのように過ごされたか、まずその辺からお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） では、小西さん、お願いします。

○参考人（小西安彦君） 当時、爆発事故で突然だったもんで整備は全く進んでなくて、そのままの体育館の状態避難しておりました。その後、真備町の方が避難されたときには、一応つい立て等の仕切りがありまして、区分けはされておりました。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） そのとき、これは真夏ですから、どのような暮らしといたしますか、暑さ対策といたしますか、そういったご苦労があったかと思うんですけども、そのような観点からお話をいただければと思うんですが、何かないですか。

○委員長（溝手宣良君） では、川田さん、お願いします。

○参考人（川田一馬君） おっしゃられるとおり、村木委員が言われるとおり、真夏で暑うございましたけれど、ただ実際私が振り返ってみまして、5年5箇月前の7月7日から8日、お世話になった2日間をずっと思い起こす中で、最初的时候にはまだあそこへの避難者が少のうございました、アリーナそのものもスペース的にも十分で、天井も高いし、そんなに暑くて寝られんという、私自身、あるいはいろいろ下原の被災者の声を拾う中では、最初のほうはまだ楽やったと。ところが、7月7日の夕方から8日に、8日は確実に真備からの避難者がどんどん増えてまして、そういつてほぼほぼスペース、アリーナがずっと埋まっている、そんな状況の中ではやはり暑かったと、私自身も、それから下原の被災者の住民の中でもそういった声がありました。

あわせて、実は臭いの問題が。結局、御承知のように、被災したら結構被災のごみとか、衣服とか、シャワーとか風呂もなかなか入れない関係で、臭い、これにちょっとまいったという生の声が下原の被災者の住民からたしか聞いております。それから、高齢者、私は民生委員をやっておりますんで、高齢者の方々、いわゆる体調を崩された方とか、災害に対して弱い立場の方々心配でございました、やっぱり暑いと。もちろん温度だけじゃありません。それ以外のことももちろんございますが、そういう中でそういった生の声が、正直言ってしんどいな、暑いなという声は聞いたような記憶がございます。そんな状況でございました。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 私の印象といたしましては、その際に御高齢の方とか健康状態があまり芳しくない方というのは、やはり適度な室温で、空調施設があったところに移動すべきだという議論がかなり避難所で巻き起こりまして、それで3日の猶予でサンワークとか、結局健康状態が悪い方からエアコンがあるようなところへどんどんどんどん移動していただいたというようなことを記憶しているわけです。

きびじアリーナに関しましては、今から20年ぐらい前にこの議論が巻き起こったと。その当時、体育協会を中心として、今の半分のサイズの体育館でエアコンのある施設というもので適切であるというような意見が上がってきていたと。しかし、そこで総社市議会といたしましては、これは私が1期に上がったときに先輩から聞いた話なんですけども、まず建物を造るべきだと。建物を造って、エアコンは後からつけりゃあいいじゃないかと。小っちゃい建物を造ってしまったら、もう取り返しがつかないよと。何があるか分からないから、できるだけ大きいものを造ったほうがいいという議論が起こり、そして今のサイズになり、エアコンはそのときまた考えようということで、今のきびじアリーナが決定されたということを私は聞いております。これは、体育協会でも聞いております。それで、まさにエアコンをつけるべき時期が来たのかなというように、今お話を伺って私は思ったんですけども、仮にきびじアリーナに空調設備が完備されると、総社市民の皆様はどういったメリットがあるか、どういった安心・安全を決定づけることができるかということを実際避難された方のお言葉で何かあればお話をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 小西さん、お願いいたします。

○参考人（小西安彦君） 当時を振り返ってみまして、下原の方は2日でしたけど、あと真備町の方が入られて、我々が出た後はかなり温度の高い日が続いて、真備町の人でも大変だったと思っておるんで。我々は、先ほど御説明があったように、西公民館と久代分館にそれぞれ移動しまして、快適な避難生活を送っておりました。ですから、その後のことはちょっと分からないんですけど、かなり人も多かったんで、体温と、それから先ほど川田さんのほうで説明がありましたけれども、臭いですね。これらがかなりひどかったんじゃないかと思うんです。ですから、今現在最寄りの避難所ということで、各小学校を避難場所に指定、指示してますよね。ですけど、急な場合に、それからその地域周辺が被災した場合には、やはりアリーナあたりが一番皆さんもよく御存じです。小さい頃から慣れ親しんでおりますよね。ですから、避難するというたら、すぐそこへ逃げられるわけですね。ですから、ああいう大きな場所で、安全な場所へ避難するということが一番じゃないかと思うんで、今後御検討いただいて、避難場所として、何十年に1遍か、何年かに1遍ですけど、やはりそういう施設もあったほうがいいじゃないかと我々は考えています。そういうことで陳情いたしましたんです。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） お話を伺うと、きびじアリーナというのは、総社市民全員が存在をまず知っている。きびじアリーナというでっかい体育館が総社市にはあるんだというのをまず市民全員がよく認知していると。そこに空調施設あるぞということになると、総社市民全体のいわゆる安心・安全という面につながってくるんじゃないかなと、今お話を伺って思ったんですけども、そういった観点から何か御発言があればお願いしたいんですが、ないですか。

○委員長（溝手宣良君） 川田さん、お願いします。

○参考人（川田一馬君） 村木委員がおっしゃられるとおりのことを私も同じことを思います。思うに、災害が起こったときに避難所がどんなのかというのは、被災者があそこへ行きたくないとかというような思いがないような避難所というのが必要だと思います。そういった意味の中に、空調設備だけじゃないと思います。トイレの問題、その他もろもろ、ベッドの問題とか、間仕切りの問題とか、たくさんあると思いますけど、そういう中で一つの大きな、空調設備というのは一つになるんじゃないかなと思います。それがために逃げ遅れるということは避けるべきだと、被災者の一人としてそのように今後のことについて思います。

あわせて、きびじアリーナの利点、メリットは、小西会長のほうから話がありましたけど、一、二補足させていただきますと、きびじアリーナは、村木委員が言われたとおり、誰もがよく知っている。きびじアリーナへ避難するんじゃないかと、我々もそういう指示をしたわけですけど、実際に5年5箇月前に、きびじアリーナはみんなが知っていると。一々略図とか、どこにあるとか、ルートがどうという説明せんでも、みんなが自分で行けると、早い避難ができると、これが一つの利点。二

つ目は、ちょっと追加をさせていただきますと、市の災害対策本部、あるいは社会福祉協議会のボランティアがそこにある。それから、会合とか、ちょっとした用には何かしら被災者がそこから、市内にたくさんあると。そういった場所的な利点というのがあるんじゃないかなというふうなことも思います。さらにもう一つ付け加えるならば、駐車場が広い。それから、車で避難した場合に、非常に便利だと。私たちが遅くに行ったんですけど、車を止めるところがないような苦勞をせずに、助かったと。これは、実体験上からもそんなことを思いまして、結論的には御決定いただくとして、拠点の避難所の一つの大きな有力な場所じゃないのかなと、そのように実体験を踏まえて私は思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、5年前の当時、先ほど村木委員からもありました、暑さ対策としてどういうことをしてましたかという中で、例えばスポットクーラーですとか、そういうのを使ってた記憶というのがあったかというところをちょっとお伺いしたいのと、あとこれが本当に豪雨から5年がたちました、今このタイミングでこの陳情を出されたというちょっと思い、なぜこのタイミングだったか。その翌年でも、翌々年でもいろいろ多分節目というのがあったかもしれないんですけど、ここでこれを出そうって思った、その思いというのがあればお聞かせいただけますか。

○委員長（溝手宣良君） すみません、挙手の上で。

小西さん、お願いいたします。

○参考人（小西安彦君） 一応ちょっと5年たって、今さらという感じを皆さんはお持ちかも分かりませんが、いろいろ我々は下原で川田君をリーダーとして記憶誌というのを作って、その後小さい子どもたちにも今度のことも分かっていたるように資料として残していこうと、そういう会をずっと開く中で、避難所、これは暑かったねという問題がありまして、それでちょっと時期は失したんですけど、今ここで御提示申し上げてるんです。そういうところで、ちょっと時期は外れた。それは直後でいいんじゃないかというふうなあれもあったんですけど、ほかのことも忙しかった関係でちょっと時期が遅れましたけど、それは申し訳ありません。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 川田さん、お願いいたします。

○参考人（川田一馬君） 今の御質問に対する補足をさせていただきたいと思います。

暑さは感じたか、スポットクーラーとか、その他もろもろ、いろいろ暑さ対策のはあると思うんですけど、そういったものが設置されてたかどうかというのは、少なくとも私自身は2日間、2晩お世話になったんですけど、あんまり記憶にないんです。と申しますのが、先ほど申しましたように、避難者が少ない場合には、大きな建物でそんなに感じなかったと。もしこれが仮に、仮の話

ですけれど、引き続いてあそこに下原の被災者が、私たちもひっくるめて、ずっと長いこと、3日、1週間、10日、それ以上になったときに、果たしてどんなかなど。それについては、何らかの手だてがないと、とてもじゃないけどやれなかったと。苦情は出るし、体調を崩す人もおられるやろうし、もちろんAMD Aとか、吉備医師会とか、あるいは市役所の職員、医療関係、随分お世話になったんですけれど、それよりもそういった設備面の環境の改善というのがないと、もし仮に我々があのままお世話になるとしたら、必ずいろんなトラブルめいたものが発生するんじゃないかなという思いもございます。2日間では、あまり冷房するようなことについてのこんなことが暑かったというのは記憶は、申し訳ないですが、ありません。そんなところが5年半前の実態でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 小西さんも、川田さんも、本当にありがとうございます。

私も、5年前のことを思い出すと、下原の方が次から次に、ガラスが刺さって血のついた服のまま来られているのを思い起こすんですけれども、この陳情の最後の部分に、今後10年以内に必ず起きると言われている南海トラフの地震を見据えというふうに書いてございますけれども、この南海トラフを考えると、私は各小学校の体育館にも空調設備が必要だと思っているのですが、恐らくそういうことになったら、まずは地元の神在小学校の体育館等に行く可能性は十分あると思うんですが、あのときにきびじアリーナに来られていたので、まずはきびじアリーナというふうに、市全体のことをお思いでこの陳情を出されたのではないかなというふうに推察するんですが、今後そういう各小学校ごとの、まず地元の小学校の空調設備という陳情はお出しになることは考えられなかったんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 若干陳情書の内容から各小学校の体育館での空調設備ということになると、今回の陳情書の内容からという、ちょっと外れているのかなというふうに感じます。申し訳ございません。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、以上で参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人に対し委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会に御出席いただきありがとうございます。本委員会としては、いただいた御説明を審査に活かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本件について当局から御意見等があれば御発言願います。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 今回の陳情につきまして、きびジアリーナ担当課として意見を述べさせていただきます。

きびジアリーナにつきましては様々なスポーツの会場として利用されておりました、それらの利用団体からもぜひ空調設備を設置してほしいという声をいただいております。担当課といたしましても、スポーツ施設としてのきびジアリーナにおきましては、空調設備はあったほうが望ましいと考えています。その一方で、設置となりますと、財政的な問題もございます。また、半年か1年間と見込まれる工事期間中については会場が利用できないといった問題もございます。きびジアリーナにつきましては、平日においては練習、土日においては各大会が開催されるなど、多くの利用予約が入っております、昨年度はメイン、サブ合わせまして、12万人の利用がございました。さらに、そうじゃ吉備路マラソンの会場として毎年活用しているほか、令和7年の夏にはインターハイ、令和8年の夏には全国中学校体育大会でハンドボール会場となることが予定されておりました、少なくともこの間の空調設備設置につきましては難しいと考えております。

また、きびジアリーナにつきましては避難所として指定されておりますが、体育館におきましてはあくまで緊急一時的な避難所ということで位置づけられていることから、もし夏場に避難が長期化するような場合におきましては、公民館などの空調設備のある施設のほうへ移動していただくようになるものと考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） では、本件について御意見等があれば御発言願います。

村木委員。

○委員（村木理英君） これは、私がさっき申し上げたとおり、もうタイミングが来たのかなと思います。それで、これは採択すべきだと思います。ただ、先ほど当局から説明があったように、すぐにすぐという話にならないわけです。例えば、指定管理の関係もあるから、指定管理者との話もあると思うんです。だから、来年からいきなり工事という無茶なことは言えないから、指定管理者としっかり話をして、休館して工事するとかというタイムスケジュールがあるから、結構長いスパンで考えていかないと、なかなかこの工事は着手できないと思います。それに加えて、予算もきちんと取らなきゃいけないんで、すぐにすぐって話にならない。ただ、議会としてはこれを採決しとかなないと、ここで変な裁定を下すと、きびジアリーナの空調というのはノーになってしまうんで、ですからそういう立場から言うと、取りあえず採決すべきということを私は強く申し上げたいと、このように思います。

○委員長（溝手宣良君） 採択か、最後に確認。

○委員（村木理英君）（続） すみません、採択。委員会の場合は採択です。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 私はちょっと考えは違っていて、いやもちろん村木委員が言われるように必要性は十分に認識してて、多分ここにいる人も、聞いた当局もそうなんですけど、陳情というのが執行権もなく、いや、しょうよって、必要だからというのもあって、国に対するもんもあつたりもしますけど、したけれども、結局はただけの結果になっているものが多々あるじゃないですか。それこそ、こういったものって、本当に陳情を全会一致で採択して、これを実行に変えていくためには、当局にこれから予算がどれぐらいかかるのって今ここで質問をしても返ってこないと思うんで、これに対して、もちろん頓宮委員が言われたように、ここだけじゃなく、本当に暑くなって、子どもの部活も熱中症や何やかやで、体育館もそうですし、総合的に考えて、こういうものを、それこそ先日総社市の中期財政見直しをして、やっぱり財政は厳しいよと言われてる中で、いや、しょうよ、しょうよって。もちろんするんだけれども、そういうこともしっかりと議論して、これをみんなの中で認識を持って、当局も動いてもらう、動かすようなためのここで議論をして、しっかりと採択をする。村木委員が言われた、先に採択して、そういう手もあるのかもしれないけど、ただ採択しただけのものというのが今まで軽くなり過ぎてる感じがするんで、それこそしっかりと丁寧に丁寧に議論を踏んで、これをきちんと議会として採択まで持っていく。前段にそれを私はやることによって、市長、執行部もぐっと動いていくというふうに思うので、私はちょっと村木委員とは違います。そうことも私はもちろんしたいんですけども、それまでの過程を大切にしたい。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 順序からして、議会としたら、これを採択しとかなないと、これを流してしまうと、絶対に採択はないんですよ、きびじアリーナの空調に関しても。せっかく今こういうのが出てきたんで、今これをちゃんと押さえて採択しとかなないと、未来永劫採択にはならないと思うんです、エアコンに対しての。それが大事だと思うんです。こういうのって、1年、2年の話じゃないんですよ。10年以上かかるんですよ、採択しても。例えば、美術館博物館もそうですけど、あれは議会で決議してる案件なんです。だからこそ初めて、今やっとな美術館博物館の意見が起こってるという話だけど、あれが起こったのは10年前ですからね。だから、時間かかるんですよ。だから、時間がかかるから一個一個丁寧に採択を重ねていかないと、当局に対してやらなきゃいけないというふうなものにならないということです。議会って私はそういうもんだと思うんで、だから一個一個を捉まえて、大切に大切に一個一個を乗り越えていって、議会が認める、議会が認める、議会が認めるというのを連続的にやらないと、当局には響かないということです。だから、これを1回採択したからって、すぐ動くんじゃないんですよ。けど、採択しとかなないと、全くノーになるんです。これはゼロになるんです。そういう危険性があるから、採択すべきということなんです。だから、あくまでもっといろんな観点から採択するべきはいっぱいあると思いますよ。だけど、せっか

く避難所の大切さ、重要性を言われてる方の陳情が上がってきてるわけですから、議会としては陳情書は真摯に受け止めて、避難所としてきびじアリーナを有効活用するということに議会が採択する、認める、後押しをする、当局はそれを捉まえて、これから年次的に計画を練っていく。だから、その計画は、1年や2年でできる話じゃありませんから、じっくりそれは当局が考えるということになるんですけども、議会の立場はそういう立場と思いますよ。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 今回の陳情に関してなんですけども、ここはきびじアリーナというふうに設定されてます。ですが、その趣旨の中を読んでみますと、きびじアリーナの先ほど当局のほうからもありましたけど、いろいろ関連団体からも欲しいんだという声はあったというのを聞きましたけど、この陳情というのはあくまでも避難所の話であって、利用者の声じゃないというところが今あります。この中で読んでて、僕は本当にああそうだなと思ったのが、今近年の日本列島の暑さは災害級と言われるほど40度近くになるほどです、こうした環境では夏季期間中に避難所としてはとても活用できないと思います。まさに、そのとおりです。南海トラフに備えて大規模災害発生の際避難所として活用するためにも、空調設備を陳情いたします。これって、先ほど頓宮委員がちょっと途中で言われましたけども、小学校の体育館も同様なんです。これは、そういう避難する場所に対して空調設備をつけるという、この趣旨に僕は賛同すべきだなというふうに思ってます。きびじアリーナだけじゃなくて、市内にあるいろんな各所の避難所に対しても空調設備を整えていくということなんで、僕は採択というよりは趣旨採択として、それは我々議会はこれを認めた上で、避難所に対してそういうところの環境設備を整えていってくださいという趣旨の採択を私はすべきかなと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） きびじアリーナの空調設備、以前から何度もこういうのがあったということですけど、例えば今もしつけるとして、すぐではないとしても、今の段階で例えば設計を考えたりなんかすると、おおよそどのくらいの費用がかかるのかという試算はしたことはありますか。もし今の段階で分かれば、教えていただきたい、およそで。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） すみません。詳細設計をしてるわけではないので詳細については分からないんですけども、概算で5億円程度かかると聞いております。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 南海トラフというのは本当に総社市のどこであるか分からないので、避難所として考えるならきびじアリーナだけではないという山名副委員長のお考えも賛同できるんですけども、今回も学校の体育館が避難所ということで予算をつけて、笠岡とか岡山県下もかなり空調設備をやっているんですけど、きびじアリーナに関しては、常盤小学校だけではなくて、常盤

小学校区や中央小学校、中心市街地、その辺の全体の避難所にもなるので、私はいち早く考えていったほうがいいのではないかなというふうには思います。先ほど、スパンが長い時間って言いましたが、お尻が、この間議会でも消防の皆もお聞きになって、各地域の防災士の方もお迎えして鎌田先生の講演を受けたときに、本当に必ず来るんだということを考えると、今考えていかねばいけないのかなとは思っています。このきびじアリーナだけではなく、小学校の全ての避難所と想定されるので、趣旨採択というような形で、今後は一日も早く計画だけでもしっかり立てて、どういう優先順位でやっていくかというのほどこかでスタートしないと駄目だと思うので、私は趣旨採択がいいかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 僕は継続でいいですので、できるんですね、継続審査で。継続で、当局の皆さんの前で言うのもあれですけど、だって市長が10の公約で、今回の一般質問でも、あれしませんか、これしませんかって、皆さんがいろんな提案したじゃないですか。それで、10の公約で4年でやっていくんだよというふうに言って、それにこれをぐっと押しこんでいく。もちろんこれは必要だという認識は皆さんはあるんですよ。だから、これを市長の10の公約の中に押し込んでいくには、やっぱり継続審査で、所管事務調査をやりながら、じわじわじわじわ、そちらにこの認識を持ってもらって採択を結果次の議会でするような、時間をかけて、ぐりぐりぐりぐり押していくことによって、10の公約の中にぐっと押し入れられると思うんですよ。だからこそ、ここで本当に言うように、村木委員の方法でもいいんだけど、ここで採択しておきながら、その後所管事務調査で何度も何度もこの必要性を考えながら、それと財政課長も今日来られてますが、この予算との兼ね合いでいかに議会が物事を考えて進めていくか、この過程を僕は大切にしたいので、採択でもいいですし、僕は継続で趣旨採択される、趣旨採択を言われる方がいるのであれば、継続審査で今後委員会で調査を何度も何度もしながら、ぐりぐりやっていきたい。そして、これを10の公約の中に押し込んでいきたい。これが私の考えなんです。いかがでしょう。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 何か自由討議みたい。

ですけども、すみません、何度も言うんですけど、これは今回文教福祉委員会のほうにかかってきましたが、後ろのほうには危機管理室の方もいらっしゃいますけど、これは災害の話、避難所の話なんです、これって。ですんで、すみません、萱野委員に対して言うというのもどうかなと今このタイミングではないんですけど、これってきびじアリーナだけの問題ではないという、この趣旨を読むと、きびじアリーナだけの問題ではないんです。だから、先ほど言われたように、所管事務調査をやって、ぐりぐりぐりぐり押し込んでいこうという、それはきびじアリーナだけの問題じゃなくて、避難所の話なんで、避難所の全体的な空調を考えませんか。じゃあ、それに対してぐりぐり押し込んでいきますかという話になってくるんで、きびじアリーナだけじゃないというのが私の

考えなんです。ですが、ここに書いてある避難所のことに関して空調設備を整えてくれよという、この趣旨にだから賛同できるということなんで僕は趣旨採択を言ってるので、きびじアリーナだけの問題になってしまうと、それは話が変わってるのかなというふうには私は思っています。

○委員長（溝手宣良君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） いろいろ討議されてるんですが、まずこの陳情書に関して丸かバツかを決めたらいいんじゃないですかと僕は思うんですが。実際、必要か必要でないかといったら必ず必要なものなので、今日陳情された方のことを思えば、まずここでマルかバツかを決めたらいいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 当局に質問ですけれども、工期に入るときびじアリーナが使えなくなるという理由の一つをおっしゃいましたけど、例えばその期間はサントピア総社と連携してサントピア総社の体育館を使うという、そういうことはできないんですかね。例えばの話ですけど、そういう連携をしながら、体育館のそういう使用ができないでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） すみません。

サントピア総社との連携についてでございますが、会場の規模も全然違うということもありますし、またその検討にも入っておりませんので、今のところそういった話はできておりません。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） これは何に対する、これは今どういうことなんですか。自由討議とか、この後あたりするんですかね。

（「休憩しましょう。」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 休憩を入れましょうか。

○委員（萱野哲也君）（続） はい。自由討議がよろしいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。お諮りください。

○委員長（溝手宣良君） この際、しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員から自由討議の発言がありました。

本件について委員間で自由討議の場を持ちたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、委員間での自由討議を行います。

申し訳ございませんが、当局の方は、ここで一旦退席を願います。自由討議終了後、再度御出席をお願いいたしますので、そのときはよろしくお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、自由討議を行います。

御意見はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 何か先ほどから自由討議みたいになっちゃったんで、出尽くしていたら自由討議は終わりなんですけど、今頓宮委員が当局に質問してますよね、いろいろとどうなんだ、こうなんだって。これをここで、ああそうですか、じゃあ積算してないんでとか、ちょっと分かんないんでみたいなものだけで採決、また趣旨採択の結果を出すというのはちょっと待っていただいて、継続審査をして、それで必要な資料をしっかりと当局に求めて、当局側からここでどうですかと、ああ分かりません、ああ大体みたいなんじゃなくて、きちっとしたものを持ってこの陳情書に丁寧に私は当たっていったほうがいいなと思って。私も最初に聞いたのが、当時の経緯を聞いてますがって。経緯ももう一度村木委員もある程度話をさせていただきましたけど、そういう経緯も踏まえながら、いや、当時はどうって、現状も踏まえながら、この陳情書に丁寧に当たっていきたい、いくのが、陳情者はしてくれなかったって、してくれたってどう思うか分かりませんが、丁寧にしていくことが、この陳情者に対する議会としての取組方かなというふうに思ってますんで、これを継続審査にして、いろいろもっともっと議論を深めていった上で、皆さんの御判断を仰ぎたいというのが私の思いです。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 継続審査の気持ちもすごくよく分かるんですけど、先ほど質問したときに全くする気がないので、5億円というのは大分前に出た数字ぐらいしか出てこないぐらい、何も審議してないわけですよ。例えば、その期間は受け入れないからというのは理由にならないと思うんで、例えば設置をするというふうに決めれば、いつかはですよ、決めないと、例えばサントピア総社の体育館と連携をしようとか、そういう行動に出ない。設置をするなら、じゃあそれを設置をするためにどういうことをしなきゃいけないのかということ想定して動き出すんですよ。全くその気がないから動いてないだけで、だから私はある程度つけるという前提でやらなければいけないんじゃないかなというのが一つと、それからこれは先ほど山名副委員長もおっしゃってましたけど、結局避難所という想定で来てるので、南海トラフはきびじアリーナだけじゃないので、全市的になってくるので、避難所と想定されるところに今後空調設備をするというのも、附帯じゃないんですけど、それもしっかり視野に入れてくれという文言をどこかに入れて、附帯決議でマルにしようとかなんていうのは、どうですか。それは駄目かな。陳情はできない。マルかバツかだけ。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 何か全体的な空気としては、きびじアリーナのエアコンというのは、避難所ということをテーマに考えると、小学校の体育館なんかにエアコンがあるべきじゃないかと。逆に、きびじアリーナにエアコンがついてしまうと、小学校の体育館にエアコンがつかないんじゃないかって危惧されてるみたい。そういうのが強いのかなと。

（「それはあるね。」と呼ぶ者あり）

○委員（村木理英君）（続）何かそういう感じを思うんですけど、それは違うかも分かりませんよ。

これは順番で、結局陳情が上がったわけなんですよ、これ実際。市民の皆様から陳情が上がってる。これは重いんです、ものすごく。これをまず市議会としてどういうふうに取り扱いをするかというんが1個ですね。その陳情が一つ出てきたことによって小学校の体育館をどうするかとかという議論が出てきてるのが順番なんです。そしたら、順番としたら、きびじアリーナのことをまず一つ考えて、そのことに結論を出して、議会として、次はどうするかというのが順番なんで、私として見れば、せっかく陳情を上げてくださってるんで、期限をいつまでというふうには決められない、財政的な問題もあるし、指定管理の問題もあるし。だけど、議会でこれを一遍採択しとかなないと、次につながらない。だから、議会として、きびじアリーナのエアコンに関しては、この陳情に関しては採択をする。その次として、かといってきびじアリーナに来られない人だっているじゃないかと、そこでどういうところの体育館に何をするかという次の議論が起こるべきだと思うんですよ。これは一緒には議論できないから、一個一個丁寧にやっていきゃいいと思います、私は。だから、まず陳情を重く受け止めて、私は採択すべきで、次の議論として、きびじアリーナに来れない方も大勢おるから、総社市民で、その避難所を運営するのにどういうハード面が要るのかというのを議論していく。萱野委員が言われましたけど、いろんな調査をすると。所管事務調査で調査をして、議会として結論を上げていくというのが手順かなと、私はそのように思います。だから、今回は採択すべきと思います。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 同じ思いなんだと思うんです、採択をすると。先に採択をして、その後いろいろ所管事務調査や何やかやしてプレッシャーを与えて、認識を10の公約の中に押し込んでいくって、それもアリだと思うんです。けど、今までの陳情書のやり方って、結局上がって、ちゃんとこの中で、また議会全体としてそういう認識を持って動かしていくんであれば、私はその意見でもいいかと思いますが、でもたまには、たまにはでなくて、変えることによって、これが継続審査になることによって、議決を、議会までの認識も僕は変わってくるんじゃないかなという思いがあって。それでもいいんですよ。採択してから、ちゃんとプレッシャーをかけていく、協議して

いくでもいいんですけど、これを宙ぶらりんじゃないんですけど、陳情書を次の議会までに継続してその間でやるというふうな手法でいくほうが効果的なのかなというふうに私は考えたんですよ。そこの辺の違いだけなので、思いは一緒なんで、ちょっと手法を変えて、いかにこの10のトライの中にこれを重く入れてもらうかということのを僕は一番思ってるんで、思いは一緒なんだと思います。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） なかなか委員会で陳情等で採択するケースって少ないんですよ。意外と少ない。趣旨採択は多いですよ。趣旨採択をすると、気持ちは分かるけど無理だねなんですけど。だから、形だけになるから、趣旨採択をしないほうがいいです、本当に。今回の私の思いはですよ。だから、これは私の個人的な意見を言いますと、採択、それから萱野委員が言われた、次に継続で、趣旨採択は不採択と同じ、私にとっては。だからそういう順番かなと思うんです。だから、簡単に委員会で結論を出してしまうと、それが残るんですよ。だから、やるべきという話を趣旨採択にってしまうと、議会としたら趣旨採択になってるってなったら、当局はブレーキがかかる、どうしても。そこは御認識を強めていただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 僕は、先ほどから言われてるような趣旨採択のほうで言ってるんですけども、先ほど言われたように、趣旨採択は不採択と同じだというふうには僕はあまり思わないんです。今回というのは本当にきびじアリーナの話ですけど、避難所全体の話にも含みを持たせたいと言ってるのがあって、これを採択すると、きびじアリーナだけになってしまうという……。

（「必要ない。」と呼ぶ者あり）

○委員（山名正晃君）（続） いやいや、そうなんですけど、それは確かにいろんな話に膨らませることはできるでしょうが、ただこの言う趣旨のところには僕は賛同はしたいので、きびじアリーナにつけたいというのはもちろん思ってます。だから、多分皆さんはその方法で、考えもあるんですけど、僕はこれは含みを持たせるためにも趣旨の採択をして、これはもちろん危機管理の話にもなってきますんで、総務生活委員会ですとかの話にも広がってきますから、僕はここを趣旨を採択すべきだと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 総務生活委員会に係る審議であれば、合同でやるべきですよ、これは。だから、さっき萱野委員が言われたように、慎重に事は運ぶって言うのであれば継続審査にして、総務生活委員会と合同で調査するべきです。私は、それが筋かなと思いますけどね。だから、短絡的に結論を出してしまうと、それが残ってしまうので、だからそこをきちんと丁寧に考えていただきたいと思いますがね。

（「避難所は避難所。」と呼ぶ者あり）

(「休憩を。」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時2分

○委員長(溝手宣良君) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

他に御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) ないようでありますので、自由討議を終結いたします。

本件については、当局に再度の入室を求めた後質疑を再開し、採決いたしたいと思えます。

では、当局に再度の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時2分

再開 午前11時12分

○委員長(溝手宣良君) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

継続審査の意見がありましたので、これより本件を採決いたします。

本件は継続審査とすべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は継続審査とすべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立少数]

○委員長(溝手宣良君) 起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすることは否決されました。

継続審査とすることは否決されましたので、引き続き審査を行います。

御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) なければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。陳情に対する賛成、反対の討論です。

山名副委員長。

○委員(山名正晃君) そしたら、趣旨採択の面から討論させていただきます。

今回のこの陳情書は、きびじアリーナの空調設備設置に関する陳情書ではありますが。きびじアリーナという場所に関してではありますが、この趣旨の中にあります、避難所としても活用できない場所というのほかにあると考えております。ですので、ここの趣旨に対して賛同する。あとは財政面の問題もありますので、きびじアリーナだけの問題でもないというふうにも思いますので、私はこの中のこの趣旨に対して賛同ができますので趣旨採択すべきだというふうにして意見を述べ

べ、討論に代えさせていただきます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 私は、採択の立場で討論に参加させていただきます。

きびじアリーナは20年以上前に議論が沸き起こり、そしてその当時、今の面積の半分の面積で、エアコン、空調をつけたものを造るという方向で体育協会と話がまとまっておりました。しかし、議会で、やはり造るのであれば一番できるだけ大きい建物を造るべきと、そして空調の問題は後からつけられるようにしとけばいい、最初から小っちゃいものを造ると、後から大きくできないという議論があり、そして今の建物ができたという経過を私は聞いております。

今まさに、そのタイミングが来たと、今日の陳情書を伺って、そういうふう考えたわけであります。確かに、陳情書は下原地区から出たものではありませんが、これは全市的に考えても、きびじアリーナという存在からして、かなり市民の皆様にお役に立てるということを私は確信しております。そういった立場から、採択ということをお願いしたいと思っております。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

それでは、本件は採択すべきであると決することに御異議はありますか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（溝手宣良君） 起立多数であります。

よって、本件は採択すべきであると決定をいたしました。

次に、議案第64号 総社市国民健康保険税条例の一部改正についての審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第64号 総社市国民健康保険税条例の一部改正につきまして御説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法の改正により、出産する国民健康保険被保険者に対する国民健康保険税の軽減措置が講ぜられることから、総社市国民健康保険税条例の関係条文の整理を行うとするものでございます。

改正内容につきましては、改正前後表にて御説明させていただきますので、1ページお開きいただきたいと思っております。

まず第21条でございますが、第21条においては、国民健康保険税の減額について規定のほうをし

ているところですが、その第21条に第3項を追加し、出産する国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税について減額する算定方法を定めております。具体的には、出産する被保険者の国民健康保険税の課税額のうち、出産予定日、または出産日が属する月の前月から翌々月までの4箇月間を、多胎妊娠の場合は6箇月間の所得割額と被保険者均等割額を減額するものでございます。

減額する金額につきましては、第1号から、1ページお開きいただきまして、第6号におきまして基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれで算定された金額の12分の1の額に当該年度に属する産前産後期間の月数を乗じて得られる額と規定しているところでございます。

また、第22条の3におきましては、出産する被保険者の届出に係る事項のほうを定めております。第1項及び第2項では届出書による記載する事項また添付書類について、第3項では届出の時期について、第4項では届出によらない場合について規定のほうをいたしているところでございます。

なお、この条例改正の附則でございますが、この条例は令和6年1月1日から施行し、その他の事項につきましては適用区分に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） これは、国の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正する法律、これに基づくものであります。国は、子ども・子育て支援の拡充を目指していると、この制度に国民健康保険税が免除される、その免除分は、国、県、市町村で負担すると、このようになっておりますが、その負担割合を教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

負担割合でございますが、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） その負担割合を言いますと、市が4分の1ということで、これは国主導の制度なんですけども、改正に伴って市町村の一部負担が必要になってくると。そうした負担の増額は、今後の市政運営に大きく影響を及ぼすというふうに私は考えるんですけども、その辺の考え方はないですか。

すみません。ちょっと変えようか、すみません。

いや、大きく影響しないかというようにお尋ねを変えます。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の再度の質問でございますが、4箇月間を減額するといったことですので、その4箇月間を減額することで出産する被保険者の方の収入がない期間、そちらについての減額ということございまして、産みやすい環境とか、そういった形の環境整備ということに寄与するものと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） それは、影響しないという考え方で御答弁いただいたというふうに受け取ったわけなんですけども、当初の制度設計は、地方の声を十分に聞いた上で決定するように国に何らかの配慮が必要だと思っんですけども、今後国にそうした配慮を求める要望を上げていくという動きはありますか、どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（上田真琴君） 村木委員の質問にお答えをいたします。

こういった制度設計に当たっては、今回子育て世帯の負担を軽減するというところで、その負担については国、県、市町村ということで、分担して負担をしているところでございます。

これ以外に、ほかの例えば未就学児の保険料の軽減制度ですとか、様々な地方も含めて要望していたことが実現している。その中で負担については分担がなされながら制度設計全体とされているところでございます。

現時点において、市においてそういった要望を上げていくところまでは考えてはございませんが、今後そういった制度の状況を見ながら、要望等は考えていきたいと思っております。また、こういった制度においても地方交付税措置の対象にはなっておりますので、幾らか市町村の負担分のそういった交付税での軽減というところもあるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 市町村としては、負担が知らないところで増えてくるというのは一番怖いところなんで、十分にそこはチェックをしていただいて、国に要所所で要望を上げていただきたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

終わります。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） この制度が1月から始まるということなんですけど、これは今現在、国民健康保険で大体生まれている出生数、その人数が分かればということと、あとこれはほかの自治体のを見てみますと、届出がない場合も、当市で出産の事実が確認できた場合は、職権で出産被保険者の保険税を免除する場合があります。ただし、確認できない場合は免除されないため、忘れずに提出をお願いします、これをやってるところもありまして、総社市では、こういうふうにこちらで把握

できるのであれば、そういう免除をしていきますというふうに、こちらからのプッシュ型みたいになりますけど、こういう制度をやっていくのかという、ちょっとそこをお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、出生数でございます。国民健康保険の方でございますが、令和5年でありますと、11月末で15名の出産がございました。

あと、届出によらない場合でございますが、産後でありますと市のほうで出産の事実というのが確認が可能かと思われまますので、そういった届出によらない形のことも十分に考えて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第65号 総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） それでは、続きまして議案第65号 総社市交通遺児援助横田基金条例等の一部改正について御説明申し上げます。

この一部改正の提案理由につきましては、令和6年4月に義務教育学校を設置することに伴い、学校の定義等の規定を改める必要が生じたため関係条文の整備を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、1枚お開きください。

今回改正しようとする条例は、第1条の総社市交通遺児援助横田基金条例から第13条の総社市交通事故見舞金支給条例までの13本の条例でございまして、各条例に規定しております用語の定義や対象要件、施設の名称などについて、義務教育学校の設置後において各条例を運用するに当たり不都合が生じないよう第1条から第13条までの改正前後表にそれぞれ記載のとおり改正するものでござ

ざいます。

なお、附則といたしまして、この条例は義務教育学校を設置いたします令和6年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 総社市交通遺児援助横田基金条例の一部改正の部分なんですけども、この第1条で義務教育学校がここで入りましたということなんですけど、このちょっと前の部分ですね。市内に住所を有する者というのがあります。義務教育学校というのは、今は外から、市外ですとか、全国から募集していくんだというのがあるんですが、このところが、これは実はその前からもそうなんです、市内に住所を有する者で小学校、中学校ってなったんで、ここは特区とかというのはよそからも入れたところもありますんで、このところが市内に住所を有する者のままでいいのか……。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 山名副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

結論といたしましては、このままでいいと考えておまして、この寄附金というものが、在住している総社市民に対して出すという趣旨で横田様から御寄附いただいたものですので、その趣旨は今回変えずに改正させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。

そういう考えであればそれでいいんですけども、こういう条文を直すときに義務教育学校というのが入った場合、本当は特区であったりもするんですけど、市内に住所を有するって、市内のとか、そういうくくってる部分があるのではないかなという部分もありましたんで、ちょっとまたそういうところを、ここはちょっと義務教育学校でよそからも来ることもあるんだし、ちょっと矛盾するところとか、そういうところがあればもう一度見直しというのをかけるべきかなと思いますんで、そこら辺はまたお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 山名副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、今後、特に教育委員会規則ですとか、細かい部分の改正というところに入っていくところでございますので、漏れがないように対応させていただこうと思います。ありがとうございました。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 第6条、総社市児童発達支援センター条例の一部改正、第11条、総社市認定こども園条例の一部改正、改正前の「小学校就学前」を改正後は「小学校就学の始期に達するまで」、ここを変更されておりますが、この理由をお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

第11条のところで、改正前は「小学校就学前」、それから改正後は「小学校就学の始期に達するまでの子ども」ということの改正理由でございます。

これにつきましては、従来改正前におきましても、いわゆる未就学児というものを定義していた部分でございます。改正前でありますと小学校就学前という表現になっておりますけれども、そこが義務教育学校ができることによって、小学校、それから義務教育学校ということになるんですけれども、改正後の小学校就学の始期に達するまでの子どもというのは、この条例に限らず、様々な法令で使われている表現でございます。あくまで未就学児といいますか、小学校に入るまでの子どもということの表現で各種法令で使われている小学校就学の始期に達する前の子どもというふうな表現で、義務教育学校設置後も、年齢要件といいますか、未就学児を規定している部分について齟齬がないようにということで改正しているものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第68号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） それでは、議案第68号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第7号）につきまして、本委員会の所管に属するものについて御説明を申し上げます。

便宜、歳出から御説明申し上げますので、予算書の14、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料1億3,643万7,000円の増額は、過年度に実施した事業の実績額の確定に伴い、収入済みの国、県の負担金等を返還するものでございます。主なものとしては、新型コロナウイルスワクチン接種に係るもの、生活保護費、障害者医療費などがございます。

第17目マラソン振興費、第18節負担金、補助及び交付金の増額は、総社市と包括連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社様から、私の地元応援募金として総社市に寄附の申出があった71万2,000円をそうじゃ吉備路マラソンの大会経費として活用しようとするものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金232万3,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合への負担金の額の確定に伴うものでございます。第27節繰出金188万円の増額は、国民健康保険事業に係る令和5年度財政安定化支援事業の繰り出し額の確定及び国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の保険税軽減制度の新設に伴うものでございます。

第5目障害福祉費の補正額6,839万9,000円の増額は、障害者総合支援法に基づく障がい者・児への生活支援、自立支援、障害福祉サービスなどに係る経費で、主なものは、第12節委託料154万円は障害福祉サービス等の報酬改定に伴う電算システム改修委託料、第19節扶助費6,644万円は日常生活用具給付費、補装具給付費、障害福祉サービス給付費等の利用の増加により予算に不足が生じる見込みのため増額するものでございます。

第6目老人福祉費、第19節扶助費233万1,000円の増額は、高齢者住宅改造助成事業の申請者の増加を見込むものでございます。

同款第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第12節委託料220万円の計上は、総社小学校区放課後児童クラブ施設を移転したことにより、旧施設を解体するための費用でございます。

第2目児童措置費の補正額7,284万7,000円の増額は、当初の見込みより小児医療費が増加したため増額補正するものでございます。

1枚お開きいただきまして、16、17ページを御覧ください。

同款同項第3目母子福祉費、第19節扶助費100万円の増額は、ひとり親家庭等医療費の増額分でございます。

第4目児童福祉施設費、第7節報償費140万円の増額は、当初の見込みより保育士支援金の支給対象者数が増加したため増額するものでございます。

同款第3項生活保護費、第2目扶助費の補正額6,443万3,000円の増額は、生活保護受給者の増加及び生活保護基準の改定等に伴う生活扶助費等の増額でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、第12節委託料15万円の増額は、当初の見込みより産後ケアの利用が増えたため増額するものでございます。

第3目保健センター費、第10節需用費45万4,000円の増額は、保健センター冷暖房用燃料費の不

足が見込まれることから増額するものでございます。

第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費については、以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 続きまして、第10款教育費について御説明をいたします。

議案を1枚お開きいただきまして、18、19ページを御覧ください。

第1項教育総務費、第3目教育振興費、第11節役務費450万円の増額につきましては、来年4月に予定されております昭和五つ星学園義務教育学校の開校に伴う備品類の運搬等に係る手数料でございます。

第2項小学校費、第2目教育振興費、第11節役務費22万円の増額につきましては、インフルエンザ感染拡大により修学旅行を延期したことに伴うキャンセル料を補填するための費用でございます。

第3項中学校費、第1目学校管理費、第10節需用費4,820万円の増額につきましては、総社東中学校における生徒増に伴う教室不足への対応や総社西中学校におけるバリアフリー化など、校舎の改修を行おうとするものでございます。

第4項幼稚園費、第1目幼稚園費、第19節扶助費400万円の増額につきましては、市外幼稚園の利用者が当初の想定よりも増加したことに伴い、増額するものでございます。

第5項社会教育費、第6目公民館費、第10節需用費140万7,000円の増額は、総社北分館及び服部分館の会議室のエアコンが故障したため、早急に対応しようとするものでございます。

第6項保健体育費、第2目学校給食費、第10節需用費3,542万8,000円の増加につきましては、給食食材の価格高騰に伴い、賄材料費の不足が見込まれるため増額しようとするものでございます。

歳出については、以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、歳入について御説明をいたしますので、10ページ、11ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金の全て及び同款第2項国庫補助金のうち、第3目民生費国庫補助金、そして第16款県支出金、第1項県負担金の全て及び同款第2項県補助金、第3目民生費県補助金の全て、さらに第10目教育費県補助金、以上につきましては歳出で御説明をいたしました各事業に伴う国、県からの財源で、説明欄に記載のとおりでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金につきましては、明治安田生命保険相互会社様からのそうじゃ吉備路マラソン実行委員会への指定寄附金71万2,000円、そして第10目教育費寄附金につきましては、高木聖雨様からの書道振興への指定寄附金100万円でございます。

12ページ、13ページをお開きいただきまして、第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、説明欄の上の二つとその他雑入のうち一部が本委員会の所管に属するもので、過年度分の国・県からの交付金の額が確定したことによる追加交付でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 一つずつちょっとやっています。

まず、予算書で14、15ページ、調書の20ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費 第12節委託料のうち撤去委託料220万円、これは増額が総社小学校放課後児童クラブの古い施設の撤去費用と、こうなってますけども、撤去後どのような利用計画があるか、お答えください。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

撤去後については、総社市が借りていたので、総社宮にお返しするものです。

（「結構です。」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 来年度の入所申込みはおおむね終わっていると思うんですけども、来年度の待機児童の見通しですね。また欠席ローテーション、6年生まで受け入れないクラブがあるかどうか、これをお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

申込み状況は、すみません、今まだ把握ができておりませんが、6年生まで全ての学童で受け入れることはできていません。これまでどおり、3年生までになったり、欠席ローテーションがあるなど、クラブによって異なっております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 欠席ローテーションの話がありましたけど、解消の予定は方策か何かありますか。その他、何かあったらお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） すみません。お答えできますか。

大丈夫ですか。

教育長。

○教育長（久山延司君） 村木委員の御質問にお答えします。

待機児童の解消、また欠席ローテーションの解消ということで、今増改築ですね。特に、常盤小学校区、それから中央小学校区、それから東小学校区、ここの待機児童が非常に多いということで、お断りしないといけないというようなことも去年起きておりますので、そういうところを増築ということで、これはまた当初予算のときに具体的に御相談させていただきたいと思えます。

今年度は相当増えていたというのは、昨年度以上に増えました。爆発的にここ数年増えている、こういう状態でございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） この際、私より申し上げます。

あまり今回の議案、予算に関わってないところに関しての質問は、よく精査の上、お願いいたします。

（「気をつけます。」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 調書で言うところの14ページですね。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費、重度身体障害者日常生活用具給付事業もそうなんですが、その16ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費の身体障害者医療費等給付事業のところなんですが、結構増額がかなりあるわけなんです。重度身体障害者日常生活用具給付事業は、紙おむつやストマですか、日常生活用具の給付が増加していると。ここが上がってる要因というのは、今で言う物価高ですとか、そういうところが要因になってきているのか、申請件数が増えているのかというところの、給付費の増加理由ですね。そこをお伺いしたいのと、16ページに関してもそうですが、ここの補装具ですとか、補聴器購入助成費ですね。ここも補装具でしたら370万円上がってます。ここら辺の上がっている要因というところがしっかり分析できているのか、その理由はというところをお伺いします。

○委員長（溝手宣良君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 日常生活用具の給付事業の補正額が生じている理由ですが、申請件数が増えております。といいますのが、紙おむつとストマの申請をしている対象者数が伸びてきております。対前年度で言いますと、紙おむつが45人、ストマが96人だったものが、紙おむつが53人、ストマが104人と、対象者、申請者自体が増えていることが要因だと考えております。一部物価高騰も影響しているかと思いますが、基準内での範囲で購入できているということで公費に影響を与える部分というのは、ちょっとそこは分かりかねますが、影響はしてるかとは思いますが。

補装具につきまして今回補正が生じたものですが、今年度の申請の中では、オーダーメイドで特に高額なもの、公費負担の多いもの、座位保持装置ですとか義足の申請が立て続けにあったことで、当初予算見込みをしているものに執行不足が生じる見込みになったために補正をさせていただ

いております。

難聴児の補聴器につきましても、当初予算の1台当たりの基準額は5万2,900円程度のもので見込んでおりましたが、実際に申請があったものはもう少し基準単価の高い、耳穴型のオーダーメイドのようなもの、10万円以上するもので、公費が7万円以上するもの、こういったものの申請が多かったため予算不足が生じる見込みになったため補正を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 予算書の14、15ページ、調書21ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、小児医療費支給事業、第19節扶助費の小児医療費7,200万円の増額、これは補正後ざっと約3億5,000万円、3億4,700万円ですけど、これは過去最高だと思いますが、この状況について増額理由も含めて、また市長公約が高校卒業まで医療費無償化ってあったんですけど、こういうことを加味してるのかどうなのか、この辺をお答えください。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 村木委員の御質問にお答えをいたします。

委員がおっしゃるように、今回7,200万円の補正予算を計上させていただいております。その増額の主な要因でございますが、令和5年度当初から新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、RSウイルス、ヘルパンギーナ等の小児感染症、非常に様々な感染症のほうが発行しています。もう一点、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、それまで国の負担であったものが自己負担分となり、それが小児医療費のほうへ移行してきたものが入っておりますので、こういった特殊な要因、そういったものでこの増加になっているところでございます。

また、先ほどの高校生の医療費無償化の拡大につきましては、私ども担当課でできますこととすれば、小児医療費適正化に向けた取組、これを継続して行っております。これまで以上に適正受診、また家庭看護の向上、そういったところを取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） そうしましたら、高校卒業までの医療費無償化については、この予算には入っていないというふうに考えていいですか。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

高校生の医療費無償化の費用はこちらには入っておりません。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 調書の38ページですね、第10款教育費、第6項保健体育費、第2目学校給食費でございます。約3,500万円の補正がかけられているんですが、先般教育長の名前でプリントが配られました。簡単に言うと、材料費の高騰によってちょっと給食の量を減らすというのが12月1日から始まっていると思うんですが、この補正をすることによってこの給食の量が元に戻るんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 小野委員の御質問にお答えします。

先般、文書を配布させていただきました。いろいろそれについても御意見もいただいておりますが、3,500万円と、この補正の額を算出したのは、そのときに一番近い9月の物価を基に先を読んで、3月までを読んで計算をして、出した数字でございます。ところが、実際にはそれ以降もかなりの勢いで物価が高騰しております。また、3学期からこの種のものはこれだけ上がりますよという通知も来ております。そういうような状況で、実際に3,500万円の補正を可決していただいたとしても、それでも足りない状況が見込まれます。そういうことで、昨日も私も給食センターえがおのほうに行って、栄養士と協議をこれまでも何回もしてきたわけですが、その協議をしながら、ただ先が読めない部分があるんですね、物価というのはね。そういう中で、実減量といいますか、これは残量を、どうしても給食には残食がございます。そういう中で、残食が例えば20%あったら、20%分を減らしますよというわけではないんです。それよりも大分少ない減量分ですね、それを計算して出した、それが今の給食。確かに、特に主食はあまり減ってないんですが、おかずのほうですね、主たるおかずが少し量を減らしてる、こういうような状況であります。これからも物価の高騰の状況を見ながら、そのあたりの加減をしていく必要があるということでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） 子どものことですから、物価の高騰とか、給食の量が減るとかというのは大人の都合でしかないので、ぜひこの見込みが3,500万円が少ないのであれば、しっかり予算を挙げていただいて、子どものことは特にしていかないといけないと思うんです。というのも、そもそも給食で栄養を取ってる子どもも少なからずともいると思います。朝食べられない、夜食べられない、昼学校で食べるという子もいると思うので、給食という部分に関してはかなり力を入れていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 小野委員の再度の御質問にお答えします。

小野委員がおっしゃってくださってる趣旨というのは、非常によく分かります。我々も、そのことを注意しながら、それと物価のことを調整しながら、バランスを取りながらということであります。

来年度の献立についても今決めてるわけですけど、できるだけ子どもの健康を重視しながら、調

整をしていきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませぬか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 先ほどの小野委員と同じ、調書38ページ、この給食費のことなんですけど、その通知が来たのは、学校メールというのがあって、それが11月30日に保護者のほうには回りました。プリントが来たのが12月6日でした。11月30日のメールで、明日から減らしますよというふうには書かれておりましたが、これは大人のほうにはこういうふうに来ましたけども、児童生徒のほうにはそれが共有はされていたのかってことです。ここで、今回補正予算の関係なんで、ちょっと予算のことに関してとはなりますが、来てるこの見直しについての文書の中にも、皆様からお支払いいただけてる給食費を大幅に超える費用が必要となっており、現在市の財政の中で負担している状況ですというふうには書かれてました。これはまた、ちょっとすみません、補正予算で通る通らないの前の時点で、これを賄いますということを書いてるんですが、だから子どもたちへ量が減ってるんだよということは共有されてるのかどうかってことです。ここは、保護者からすれば、確認する方法としては献立表がありますんで、あれが毎月公開されてます。これが、見たら明らかなんです。幼・小・中の11月、12月のやつを見てみると、カロリー数ですとか、たんぱく質というのが減ってるんですよ。それらは、子どもらも見たら分かるのかなといわれたら、そうではない。これは残食が多いから、ちょっと食べる量をこれで減らしてるんだというようなことは食育にもつながるとは思いますが、こういった、子ども達への周知という部分がしっかり行われているかどうかということをお伺ひします。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 山名副委員長の御質問にお答えします。

子どもに周知が十分行われていたかということですが、十分かと言うと、十分とは言えなかったと思ひます。この文書の配布がぎりぎりになった。11月30日付で学校へ送りましたので、早いところはそのまま30日に配ったと思ひます。それから、遅いところでは、その次の週になったところもあるんじゃないかと思ひます。保護者への周知もそれでぎりぎりになって、これは実は学校給食センターえがおとの調整ですね、どこをどういうふうにするかという調整にかなり時間がかかったということが遅れた原因です。子どもに対してどうしたかというのは、校長会で校長に、幾らか減らさざるを得ないから、給食の配分の仕方を工夫してくださいねということをお伺ひを、残食がないように工夫をしてくださいというお願いをしました。それで、そこから、学校から子どもには伝わるものというふうにはこちらは考えていたわけですが、それが確実に伝わっているか、事前に伝わっていたかということになると、不十分だったと思ひます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。そうなんです。

この前のちょっと周知というのもなかなかいってなかったなという、いきなり次の日になったら給食がぱっと減ってるんで。それを気づいた子は、ああ減ってるんだなというのがあったと思います。これに関して保護者の方からもちょっと御意見も自分も個人的にいただいたんがありまして、その中で言うと、逆に言うと、減らしてくれたほうがよかったと言う人もいます。というのが、それは質を確保しますんでというふうにこの通知にも書いてまして、これは量を減らすけど質は確保してくれるんだっいたらいいですよ。なんでかって言うと、その子自体が残すことが多かったと言うんですね。先ほど配分も工夫していくんだってありましたけど、じゃあなんでその子が残してたかって理由になると、その理由としては、ちょっとだけ下さいとか、僕は今日ちょっとあまりおなかがすいてないとか、これはちょっと御飯の量を減らしてほしいんだということができない、そこの学校のルールでは。それができないんで、みんな均等に与えられて、そこで少なかったらお代わりしてねで、その分が残ったんだったら、それは残ったままにしますよということらしいんです。それやったら、そこの子どもからすれば、食べられなかったから量を減らしてくれるのもいいよ。だって、もともと食べられない分がほかの子に行けばいいんだからというのがあって、そういった工夫ですよ。先ほど配膳の工夫をするって言いましたけど、それは全体量を減らしているわけであって、その一人一人に配分されている量が減っているのか、どっちはちょっと今では分からないんですけども、そういった個々への対応というのを考えていかないといけないかなと思うんですが、その点に関してどうですかね。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） こちら側は、配分の工夫をお願いしますとしか言っておりません。具体的な配分の仕方、例えば最初を少なくして残しておいて、必要な子はお代わりを取りに来なさいと、こういう配分の仕方もあるだろうし、それからセルフサービス形式で配膳をしている学校もあります。そういうところでは、一人一人申し出る。そういう方法もあると思います。それぞれに学校の規模、人数によっても違いますから、工夫の仕方も違うと思いますが、そのところをもうちょっと具体的に、こういう方法、こういう方法という、方法の例を示した上で、学校に周知していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 関連質問があまり膨らまないように注意しておきます。

副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。

今回、材料費が上がってるということなので、それでさらに9月補正予算で組んだ時期より上がっているということは、そういった減らす対策を今こういうふうに考えているというのであれば、より学校それぞれの対策も必要なんじゃないかなということで御質問をさせていただいています。

それで、そういった対応をしてくれるのであれば、ぜひそれをしていただきたいと思いますと思う

んですが、先ほどもありましたけど、今回の補正で足りないってなった分というのは、またもう一回補正をするというふうな考えもあるんですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 足りなくなったらもう一回補正するのかということですが、何分今の物価の上昇の状況というのは読めません。読めませんと言うてしもうたらいけんですけど、本当に読みづらい状況です。その中で、量を減らしたり、メニューの工夫をしたりということをして今しているわけですが、足りなくなる可能性もあれば、逆に余る可能性もあります。そういういろんな可能性を見越しながら、今教育総務課とそれから栄養士と協議しながら、時々私も行っていて、協議しながら、調整しながらやっている。非常に難しい調整に今なっているということでございます。そういうことで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 調書の33ページの第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、事業名が中学校施設維持管理経費の中の、総社東中学校、総社西中学校に分かれています。これの内訳を教えてください。

それで、これは多分4月1日に間に合わせないといけないんですけども、これの今後の工期の関係とか、これからこれが議決したら入札ですかね、そういったもろもろの流れを教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

中学校費の関係の内訳ということでございますが、まず総社東中学校のコンピューター室の間仕切り修繕でございます。これの金額的な内訳につきましては、こちらが940万円、それから総社東中学校特別教室空調設置、それからキュービクルを合わせまして、こちらが3,600万円、それから総社西中学校の段差改修が680万円、こういった内訳となっております。予算要求をさせていただいております。

今後のスケジュール感でございます。御議決いただきましたら、早急に入札のほうを行わせていただきます。年度中の完成を目指しているものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 分かりました。

早急に入札ということなんですけど、工事の着工は、それは4月1日、もしくは最悪でも入学式までに間に合わせないと駄目なんだろうと思いますけれども、工事はいつから入りますか、それもまだ不明。ちょっとそのあたりのスケジュールって大変なことだと思うんですけども、いかがで

すか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 入札につきましては、議決後早い段階でというふうに思っております。入札の結果にもよりますが、できましたら1月の中旬といえますか、年明けからかかれるような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 総社西中学校にちょっと限定してお聞きします。

この校舎段差改修というのは、場所はどこどこですか。たしか車椅子の子が4月から入学されるということなんですけれども、車椅子の子が入ります、校舎の中が通れるようにということは何となくお聞きしてるんですけれども、それだけでいいんですかね。段差改修だけで、あとはバリアフリー化のトイレ。バリアフリー化のトイレは体育館ですよ。体育館は、前も質問しましたけど、上がりませんよというところなんですけれども、そういったもろもろの設備、ここだけの改修で4月1日、もしくは入学式から迎え入れる体制はできるのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 萱野の委員の再度の御質問にお答えいたします。

今回の総社西中学校につきましては、今回この補正予算としては段差解消でございます。各教室に入るところにスロープを設置したり、ピロティー内から校舎の中へ入るところのスロープを設置したりということでございます。当然、ほかの部分を含めて、これで全てが解消されるのかと言いますと、そうは言い切れない部分もございますけれども、できるだけ改修を今回させていただくということで、今回につきましてはスロープの設置等を行おうとさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 今現在はいいいんですけれども、トイレなんか大丈夫なんですか。今、段差改修だけということなんで、それがまたちょっとここが不便なところがあって、また補正が出て工事にぎりぎりになるようなこととかはないんですか。十分なゆとりというか、予定、計画も立ててのこの金額、これだけでいいのならいいんですけれども、それがまた1月になって、2月になって、ぎりぎりになって追加でしないといけないってなれば、学校側もしくは生徒側にも少なからず影響は出るので、ちょっとそのあたりの工事の兼ね合いも大丈夫なら結構なんですけれども、再度そこだけ確認しときます。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

いろいろ御心配いただいておりますけれども、学校とも相談しながら、今後の入学に向けまして

支障がないように進めていきたいというように思っております。

以上でございます。

(「結構です。ありがとうございました。」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) 議案第68号の質疑の最中ではございますが、この際しばらく休憩いたします。

再開は、午後1時15分とさせていただきます。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時14分

○委員長(溝手宣良君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員(山名正晃君) 休憩前の萱野委員の続きなんです。調書33ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、中学校施設維持管理経費のことに關してです。

まず、ちょっと2点あるんですけども、総社東中学校の生徒数が増加で教室不足だということなんです。これは今後の推移を見ても、この教室数で足りるのかというところ。あともう一点が、先ほど萱野委員からもいろいろありました。後から追加の工事が出てくるんじゃないかと、そういうのがありましたけど、それというのが、今回も一般質問でちょっとさせていただきました、事前の本人とのちゃんとした合意形成がなされてるかどうか。例えば学校をぐるっと回って、ここにこういうのが必要ですよ、ああこれが要るね、あれが要るね、こういうのはどうですかというような、そういったのがあれば、それは今後出てくることは、多少はあるかもしれないんですけども、そういう大きなものというのではないと思います。例えば、広さが足りないですとか、スロープの角度はとか、ここを曲がったところはちょっと危ないねとか、これは滑り止めが要るねとかあると思います。そういったところのしっかりした話合い、合意形成がなされているかどうか、その2点をお伺いします。

○委員長(溝手宣良君) 教育総務課長。

○教育総務課長(藤原直樹君) 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。今後の生徒数の推移ということでございます。

来年におきましては、通常学級が1クラス増ということで、今のところ予定をしております。今年に比べまして、20人程度増えるということでございます。

今後につきましても、総社東中学校の学区はかなり人口が増えてるところの学校でございますので、今後もクラスが増えるというか、人数は下がることなくこのまま推移していくのじゃないかなというふうに思っておりますが、今実際に一クラスの人数が36人以下ということになっております。それで言いますと、まだまだ来年度若干余裕がございますので、しばらくの間はクラスが増えるということはないかなというふうに感じております。

それから、2点目の追加工事でございます。本人との合意形成はどうだったかということでございます。

今回、改修する箇所等につきましては、総社西中学校のほうと御相談といたしますか、協議しながら進めてきたところでございます。ちょっと教育委員会では、直接その本人とというお話しはしておりませんが、学校を通じて何らかのお話しというか、確認があったかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。

総社東中学校は、今後はちょっとそこまで部屋が必要になることはないよということで、承知しました。

あと、総社西中学校のバリアフリー化のことにに関してなんですけども、今教育委員会のほうでは特に把握はしてなくて、学校とその本人でやっている。それはもちろんそれが一番いいのでしょうが、本人がどうしてもそれ以上言えなかつたりですとか、言いたいけどもちょっとなかなか言い出せなかつたりという部分があったりするところもあるとは思いますが。あとは、議場でも言ったんですけども、そういった間違っただけの配慮になってしまうと、本人も苦しい部分というのが出てきますので、できれば学校の立場のところには教育委員会もしっかり入って、これはここだけではなくて、今後そういった子が来たときにほかの学校でも適用されることだとは思っています。ここだけではなく、それは、別の小学校であるかもしれない。別の中学校でこういうことがあるかもしれない。そういう情報共有というのは必ず必要だと思いますので、そのところはもう少し聞き取りですとか、話合いの中の様子ですとか、そういうところをしっかりと聞き取っていただきたいんですけども、そこに関しては。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名副委員長の再度の御質問というか、御提言いただきました。

申し訳ございません。もう少しきめ細かに対応していければいいかというふうに思っておりますので、今後しっかりやっていきたいと思っております。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 予算書の16、17ページの第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目児童福祉施設費、第7節報償費140万円の増額なんですけども、保育士確保のため保育士1人当たり年額7万円の保育士支給金の増額ということだと思っておりますけども。

（「25ページ」と呼ぶ者あり）

○委員（村木理英君）（続） 調書23ページ。

この報償費支給で、結局当初何人いた保育士が、何人が何人になったのか、お答えください。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（小野美千代君） 当初予算の当時には300人程度を見込んでおりましたが、今年度9月の時点で調査をした場合に309人程度が見込まれるということになりましたので、今後もまだ増えることも想定をいたしまして、この金額のほうを増額補正のほうを計上させていただきました。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 9人増えたということですか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（小野美千代君） 9月時点での見込みという状況で、309人という見込みをいただいております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 結局、この報償費の支給で何人の子どもが受入れ可能になったのか、この辺はつかんでおられますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、保育士支援金の数字についてでございますけれども、9月時点で309人と申し上げさせていただきましたけれども、その後も継続して保育士の採用できるところは採用しているところがございまして、年度末までを見越したところ320人程度になるのではないかという予想の下で20人という数字を入れさせていただいております。

一方で、これで何人子どもを増やすことができるのかというただいまの御質問でございますけれども、正直申し上げますと、施設定員というのがどうしてもございます。保育所の定員というものは施設の広さと、あと保育士1人当たりが見られる人数という施設と保育士の数とで決まっているところがございます。施設に関しては増えるわけではございませんので、正直申し上げて、定員を超えて少し受け入れてもらっているというような状況がございます。ただ、明確にこれをもって何人増えるということは、すみませんが、積算できないところではございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 単純に私は考えるんですけど、結局保育士の数が増えると待機児童の問題が幾分か解消されるんじゃないかなという期待感があるんですが、なかなか待機児童の解消というのには直接にはつながらないというふうな考え方でよろしいんですか。何を目標にしているのか、保育園の何が変わるのかを教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

まず変わるのは、保育園が雇用している保育士ですとか、保育に関わる人の人数というところがございます。これは、難しいのが人数というところがございます、よくあるパターンとしてあるのが、年度当初はフルタイムで働いていた人が、年度途中から子どもの育児とかの関係でパートタイムになって、人としてはもう一人必要になったということで1人増やさなければいけない。でも、結局パートタイムの人が2人増えたか、フルタイムの人が1人だったかというところで、見られる子どもの数は変わらないというような実態がございます。ですので、年度途中に関しても、なるべく受けられるところは定員マックスまで受け入れてもらってはいるんですけども、なかなか単純に1人増えたから10人増えますというような計算式は成り立たないという状況ではございません。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） どうやら、保育園の運営で緊急を要している保育士の確保につながってるような、そういった印象を受けるんですけども、そういった印象でよろしかったですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の質問にお答えさせていただきます。

今御指摘いただいたとおりでございます、一年通して働いてくれる人というものがしっかり固まって計画立てていけばいいというところはあるんですけども、どうしても若い女性が多いというところで、途中で産休、育休に入るですとか、あるいは復帰して時短で働くですとか、そういったことがどうしても多くなってしまっておりまして、毎年度途中で補正という形になってしまっているところがございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 御答弁いただいて、これは問題がかなり根深いかなというふうに非常に感じます。保育士の確保で、この予算が非常に重要で役に立っているということを認識するならば、この制度というのは今後も存続していくべきだろうというふうに私は考えるんですけども、その後これはちょっと今お答えをしにくいかも分かりませんが、今7万円という金額を多少でも増やせばもう一踏ん張り数が確保できるんだというような、そういった今までの経過はないですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、正直金額を上げていけば総社市で働いてくれる人は増えるという可能性も非常にあるかなとは思っております。一方で、総社市が上げると近隣市が上げるという状況がここしばらく続いているような状態でございます、今のところ近隣市と変わらないような条件になってはいるんですけども、正直自治体間で給付合戦になってしまうということが一番恐れているところ

ではございます。一方で、保育士不足ということに関しては、来年度から保育士の配置基準の見直しなども予定されているところではございまして、今後一層自治体間での獲得合戦といえますか、そういったことが激化していくということは予想しているところでございます。その中で、総社市で働いてくれる人が一人でも増えるように、金額という面もそうですし、あるいは研修のような保育スキルの向上といったところ、そちらも考えていながら、総社を魅力的に働いてもらえるような市にしていくということも必要かなと思ってるところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これ自治体間競争になってくると思うんですが、いかに総社市がいろんなオプションをつけられるか、保育士が働きやすい環境を整えられるかどうかということは、非常に総社市にとって重大なことではございますので、十分に当局としては練っていただいて、慎重に、そして大胆に行動を起こしていただきたいと、このように思います。何か答弁があれば、お願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

激励をありがとうございます。まさに我々も危機感を持って取り組んでいるところでございまして、待機児童対策はこの市の一番の課題であると認識しております。そのためには、保育士の確保ということが必要になってくることではございますので、我々も懸命に知恵を絞りながらやっていきたいと思っておりますので、引き続き御相談させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 幾つかありますが、ひとまず先ほどの給食の件でございますけれども、調書の38ページ、第10款教育費、第6項保健体育費、第2目学校給食費、すみません。

今無償化になっていることから、無償化でやったことによって、本来だったら上げたいところが上げられなくて、物価が高騰して、結局予算が増えてしまう。そのことで量を減らすというのは、あるいは本末転倒のことじゃないかと。給食の献立表を見てみると、例えば小学校だったら、600から700ぐらいの間のカロリー数だったのが、今12月になって100ぐらい減って、500から、低いときは400何ぼのカロリーになっていました。中学校も、多いときは845ぐらいだったが、今は600台から、12月だと700を過ぎたのはたった1日しかなかったんです。育ち盛りのお子さんで、栄養士が考えてるカロリーというのは、その時期にそのカロリーを取らなければ体力が維持できないという計算でなっているものを、献立から100Kcalが減ってるということ自体に、私はこれがずっと続くのであれば、総社市の子どもの体力はどうなのかなって心配がよぎるわけです。そのことを、じゃあ無償化になることで量が減るんだったら、少しでもという保護者もいるかもしれません

けど、もともと無償化にするってことは、他市から総社市はすごい、総社市はいいねという、裏を返すと、実はカロリーを減らしてるんですよってなれば、根本からカロリーは減らさないで何とかって。本来だったら、残菜が多いから食べるようにしましょうとさらに食育を進めていくというのが本来の姿です。最近、幼稚園が気になっていたので、幼稚園を幾つかで聞いてみると、残食が減ってますって。幼稚園の全てに聞いているわけじゃないですけど、そういうお声もあって、実際に子どもに給食はどうって言ったら、おいしいって。最初の4月ぐらいに行ったら、給食はって言ったら、誰も答えなかったんですけど、最近おいしいという答えも出てきているので、かなり栄養を教えているということは教育の部分なので、私はその辺を考えていただけないかなと。そもそも給食を無償化するときに、物価高騰はあったわけなので、このぐらい思い切り上がってますけど、カロリーを減らすというのは、ちょっとどうなのかなって。保護者も全部100%それを御存じなのかどうかというのはですけど。特に、じゃあお代わりすればいいじゃないかって言いますが、男女共同参画と言いながら、クラブ活動をやってる男の子はお代わりに行くかもしれませんが、女性は食べたくてもなかなか言えない子もいるかもしれませんので、最初ある程度、いきなり最初から減らすというのも、つぐときにですね。学校によってつぎ方とか、配膳の仕方が全く違うというところに差が出てくると思うので、その辺の子どもの体力とか栄養価を考えて、検討していただきたいなと思います。どうでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 無償化をしながら量を減らしていくというのは、本末転倒なんじゃないかということでしたが、まさに結果としてはそういうことになると思いますが、9月から3月まで無償化を決めたときの物価の状態と今の状態とが随分違うということもありまして、ちょうど決めるときはそこまでではなかったという、読みが甘かったと言え、読みが甘かった部分もあると思いますが、そういう時期的なものもございます。

今12月が確かにカロリー、先ほど御紹介がありました、そういうふうには減っているわけですけど、これは今回の補正予算が御議決いただけるかどうかということも、今でもそうなんですけど、それを本当に当てにしているのかどうかということも微妙な部分で、かなり絞っているのは事実でございますが、昨日栄養士たちと話をしたのは、これから1月、2月、3月と、そこらあたりを調整しながら、いかに増やせるか。確かに、この12月はかなり絞っているけど、いろいろな御意見もありますし、実際に校長に聞いてみても、かなり目に見えて減ってるということもありますので、そこをいかに増やしているかという協議をしているところでございます。この3学期、それから来年度に向けて、ほかのことも見ながら、予算との兼ね合いも調整しながら、少しずつ戻していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） ちょっとこれは確認になるかも分かりませんが、予算書の16、17ページ、予算調書の26ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健センター費 第10節需用費 45万4,000円の増額なんですけども、これは保健センターの冷暖房用燃料費高騰というふうになってるんですけども、これは保健センター部分のみの燃料費というふうと考えてよろしいですか。福祉センターより社会福祉協議会部分は、これは含まれていないと考えてよろしいですか。お願いします。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

保健センター費の燃料費でございますが、こちらは保健センター全館ということでございまして、今御質問いただきました社会福祉協議会部分を含めた費用となっております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これ私が気になるのは、新庁舎が建設されたら、建設費や燃料費の負担割合があつて社会福祉協議会も中に入るようになってるんで、ここはきちんと整理しとかなないと、後でぐじゃぐじゃになるんじゃないかなというのを危惧して質問してるんですけど、その辺のお考えはありますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の再度の御質問でございます。

今現状は、社会福祉協議会部分も一括管理のエアコンでございますので、社会福祉協議会部分も含めての冷暖房ということになっておりますので、その部分につきましてちょっと社会福祉協議会のほうと協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 社会福祉協議会は別建てでございますので、会計をきちんと分けていただくというのが筋かなと思いますので、ぜひ精査のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の御質問でございますが、そのような形でちょっと協議のほうをしていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませつか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 予算調書で言う34ページ、第10款教育費、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費、事業名が幼稚園一般経費です。

ここの中で、市外幼稚園へ通う児童の増加により不足分が生じるためにというふうにあります。ここが、令和5年当初予算の分でいきますと、そこの調書の中に書いてる部分ですが、幼稚園が

11名、認定こども園が3名での予算ということで1,474万5,000円となりました。今回、400万円増額するということなんですが、ここの実際の数と、この予算を立てたときとどれくらい差があったのかというところをお伺いします。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（小野美千代君） 山名副委員長の質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、当初予算の時点では、幼稚園11名、認定こども園幼稚部3名で、予算のほうは算定しておりましたが、今年度は令和5年10月時点で、幼稚園は9名、認定こども園が7名となっております。認定こども園のほうが単価が高いなどもありまして、今後も市外からの転入者などで増える予想も立てまして、こちらの金額のほうを計上させていただきました。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 先ほどの答弁がありました転入者で増える予定があるって言われたんですけども、この子たちというのは市外幼稚園へ通っている、この理由というのもちよっと併せてお伺いしたいんですけど。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（小野美千代君） 山名副委員長の再度の質問にお答えいたします。

すみません。私の言葉が少し足りなかったと思うんですが、転入者がまだあるかもしれないという見込みで計上させていただいてるんですけども、例えば倉敷市から総社市に転入してこられた方がいらっしゃった場合に、倉敷市などで既に幼稚園や認定こども園に通われている方は、そこの園の通園のほうを希望される方というケースがありますので、そういった方が御利用をされているというのが一つの例でございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すみません。調書34ページ、今のことを聞こうと思っていたのですが、これは倉敷市から引っ越してきてって言って、職場が近いから総社市に引っ越しをしても倉敷市の幼稚園なのか、それとも何か違う、そちらのほう処遇がいいとか、何か特別なことをやってるとか、魅力がそちらにあるからなってるのかどうなのかというところが、倉敷市にお住まいでも岡山市にお仕事に行ってる人もいるし。だから、転入者の中でどのくらいの割合で前のところに入っているのか。また、越してこられて、総社市の幼稚園の魅力を知らない場合があるじゃないですか。そういったときには、総社市にはこういう幼稚園がありますよ、幼稚園の取組はこうなんですよって、アピールなんかはしないんですか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（小野美千代君） 頓宮委員の質問にお答えいたします。

先ほど、転入者の方がもともと通っていたというのは一つの例でございますので、各家庭の御事情によりまして、保護者の方の勤務先が近い場合であったりとか、先ほど頓宮委員がおっしゃられました、市外の幼稚園のほうに合っているという御利用ももしかしたらあるかもしれません。そこは様々理由があるので、転入されている方それぞれのケースの割合などまでは、申し訳ないんですが、把握はしていないんですけれども、一部にそういった方がいらっしゃるということにはなりません。転入された方が御相談に来られた場合には、もちろん総社市の園の魅力のほうもお伝えさせていただいた上で、ほとんどの方が園区の幼稚園などには通っていただけたりはしているんですけれども、本当に御事情が許さない、市外のほうが御都合がいいということで許さない方が、こうやって市外の幼稚園を御利用されているんだというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 先ほどの予算書18、19ページ、予算調書の34ページ、第10款教育費、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費、第19節扶助費のいわゆる施設型給付費市町村負担金の推移をちょっと申し上げたいんですけれども、これは今回400万円増えてると。令和元年の段階で150万円ぐらいだったものがうなぎ登りに上がっていて、令和2年がざっと300万円で、令和3年が600万円、ざっとですけど、令和4年が560万円、今回1,800万円ぐらいある。非常に上がってきてるわけです。市外に通っているというケースが非常に多いんじゃないかなというのが危惧される。しかし、総社市では休日保育も始めているし、預かり保育の拡充なんかもやっている。しかし、やはり市外に逃げているということに非常に私は危惧する面があるんじゃないかなと。もう少し魅力ある幼稚園づくりをして、市内に通っていただくような環境設備をする必要があるんじゃないかと思うんですけども、そのようなところに危惧されてる点はありませんか。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

まさに御指摘のとおりだと思っております。以前御指摘いただいているところではございますけれども、総社市の幼稚園の魅力化ということ、これは全力で取り組まないといけないなと思っております。これまで給食ですとか、預かり保育の拡充ということをやってきましたけれども、これからは教育の中身の勝負だということを思っております。具体名を申し上げるのはあまりよろしくないかもしれないですけども、市外の幼稚園に通っておられる方々というのは、まさに大学附属ですとか、あるいは宗教法人がされているようなところすとか、そういう特色を持った幼稚園というのが多くなっているところではございます。また、我々は地域に根差した幼稚園ということを目指しているところではございまして、地域の子は地域で育てるというのが総社市の幼稚園でございますので、そういったところをもっと強力にアピールしていけるような方策ということ、中身もそうですし、PR方法ということもそうだと思いますけれども、一層力

を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） いろいろ予算も立てて、いろんな方策を講じている。それが、いかに現実的で、総社の方が総社市の幼稚園で十分に幼稚園教育がなされるという環境をつくるべく、これが非常に大切な予算組みだと思いますので、十分に研究していただいて、さらなる幼稚園を目指していただきたいと、このように思います。何か答弁があれば、お願いします。

○委員長（溝手宣良君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 村木委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げた気がしますが、激励をありがとうございます。

まさに魅力化というところは取り組んでいかなければならない課題ですので、また来年度予算の編成ですとか、あるいはその後のことについて御相談させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 予算調書の31ページをお願いします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、義務教育学校準備経費ということで、補正理由が、昭和五つ星学園開校に当たり、維新幼稚園、維新小学校の備品の配送及び不要品の処分を行うものというふうにあります。この備品の配送と処分の内訳を教えてください。そして、これは夏場だったかな、昭和での意見交換会でも言ってたんですけど、それはそれぞれの学校に歴史的なものですね、学校の校長先生の写真であったりとか、そういったものとかもどこか飾るところがないかと、そういったものを何とか残していきたいんだと、歴史的なものを。そういうふうなものもあるんで、今後その辺の処分というのか、保管というのか、備品の配送類となるので、現在の昭和小学校か昭和中学校に移動はするんでしょうけど、そのあたりの整備、もちろん今回は調書には維新小学校、幼稚園のものがこっちへ行きますよというものなんですけれども、もちろんその後維新小学校のものだけじゃなくて、これまでの昭和中学校や昭和小学校に置いてた歴史的なものであったり、そういった過去の卒業アルバムやなんやかんやもあつたりしますよね。そういったものも整理していかなきゃならなくて、今後の保管や処分の考え方についてもお尋ねをいたします。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の備品の配送でございますけれども、基本的には金庫でありますとかピアノ、それから耐火ロッカーといったような重量物を運ぶための予算を取っております。

配送と処分の内訳については、明確にちょっとお答えしづらい分もあるんですけども、その中で使わなくなったものは処分するということですので、全体の予算から言うと、一部になるうかと

いうふうに思っております。かなり少ない割合になろうかと思っております。

先ほど、歴史的なものについてどう保管していくかという話でございます。こちらについても、学校のほうである程度さび分けをしているところでございます。当然、地元の方からも御意見等をいただいておりますので、本当に残さないといけないもの、それからデジタル化といいますか、何か記録に残して残すべきもの、それから本当に処分してしまうものというのは、大きく分けますと、そういった分類になろうかと思っておりますので、そちらのほうは今学校のほうでも何を残すかということはそれぞれ検討していただいておりますので、本当に必要なものまで処分しないようにということで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 450万円ですか、今回ね。それで、結局またこれから整理をしていくと。だから、言うならば、整理ができたから処分するもの、残すもの、運ぶものというふうに認識してたんですけども、これからはまだ、いや、これは残すよ、これは処分するというものがまた地元の中で調整の中で出てくるということになりますよね。となれば、また同じような補正が今後も上がってくる。だから、これで完結ではないというふうになってくるように思われるんですけども、いかがでしょう。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

すみません。ちょっと私の言葉足らずだったと思われるかもしれませんが。今回、備品の配送で運ぶものというリストについては、学校で確定したものを基に予算計上させていただいているものでございます。

先ほど、歴史的価値のあるものというのは、そこで運ぶかどうかという分も含めてですけども、基本的には配送業者でなくて、それぞれで運べるようなものが大半だと思いますので、今回はあくまでも先ほど申し上げたような重量物の配送、処分というものを予算計上するものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 分かりました。

なんで、軽いものであれば学校の先生や地域の人たちが運ぶということで、備品類の配送はないよと。でも、処分するものもこれから整理していくのであれば、処分費というのもまたかかってくる。それは可能性してある、ということになりますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 学校からいろいろな不用物品というのは、例年処分をしているところでございます。その中で基本的には処分していくような形になろうかと思っておりますので、今回の配送処分っていいものは、先ほど申し上げた備品類の移動に伴う配送処分費を計上しているもの

でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 調書の21ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、小児医療費支給事業でありますけれども、コロナ、インフルエンザ、RSウイルス、ヘルパンギーナと書いてありますけど、今学校によってかなり学級閉鎖しているところがいろいろあると思うんですが、今の状況を少し教えていただけますか、どの学校がどれくらい。コロナとインフルエンザ。

○委員長（溝手宣良君） この予算に関係がありますか。

じゃあ、御答弁願えますか。すみません。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 頓宮委員の御質問についてですが、数字で幾つということが、すみません、把握をしておりません。ただ、閉鎖になったときにタイムリーにという報告はもらっているんで、閉鎖が最近多いというのは実感として分かっておりますが、例えば何月に何学級とか、そういった数字としては、すみません、持ち合わせていません。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 例えば、学校によって、ある学年以外は全部閉鎖をしているとか、例えば全く学級閉鎖をしているクラスがない学校とか、かなり差が出てくるとなると、対応策とかをいろいろ考えることもできるのか、それとも……。

○委員長（溝手宣良君） すみません。ちょっと関連の範囲を超えてませんか。

○委員（頓宮美津子君）（続） それと、ウイルスの状況を聞いて、その対策。今、子どもたちがマスクを外していたり、かなり手洗いが以前よりも不十分になっていたりしてると思うので、その辺の衛生管理の徹底とか……。駄目なんですか。その辺がもう少し徹底されたほうがいいのではないかなと思って、状況によっては学校単位で多いところはそこを徹底したほうがいいのか、そういう思いでお聞きしてるんですが、駄目でしょうか。その徹底次第によっては、膨れている予算をかなり減らすことも、3学期に、と思うんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 分かりました。

もう少し分かりやすく、簡潔にお願いいたします。

○委員（頓宮美津子君）（続） 分かりにくいですか。

（「分かりました。今のは分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 今のは分かりました。すみません。では、今の頓宮委員の質問に御答弁願えますでしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 頓宮委員の再度の御質問にお答えいたします。

学級閉鎖の状況ですが、先ほど言われていた学校の中で一つの学年以外に、いわゆる6学年中5学年が閉鎖をしているという状況が今まさにあるということはこちらで把握をしております。

各校でその感染対策についてですが、それぞれの学校の状況に応じて、手洗いの徹底などについては学級担任、養護教諭を中心として呼びかけている状況です。ただ、市教委として、今これをしてください、この学校にしてくださいというふうな特段のアナウンスを市教委からしているということはございませんが、各地方の状況に応じて学校のほうで対応しているという状況です。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第69号 令和5年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 議案第69号 令和5年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、交付金等の額の確定や高額療養費の増加、令和4年度決算による繰越金の確定などにより補正をしようとするものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,863万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,902万9,000円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費4,080万円の増額につきましては、高額療養に係る医療費の増加に伴うものでございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第11目保険給付費等交付金償還金781万

9,000円の増額につきましては、保険給付費等の交付金の償還金の額が確定したことから、説明欄にあります普通交付金、特別調整交付金、保険者努力支援分、それぞれについて記載の金額を増額し、県に返還しようとするものでございます。

第12目償還金につきましては、災害臨時特例補助金の精算により2万円を増額し、国に返還しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

第6款県支出金、第1項県負担金、第1目保険給付費等交付金、第1節保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、歳出で御説明のほうを申し上げました保険給付費の増加に伴い、岡山県からの交付金を4,080万円増額しようとするものでございます。また、第2節保険給付費等交付金（特別交付金）2,507万8,000円の増額は、交付額の確定に伴うものでございます。

次に、第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第6節財政安定化支援事業繰入金につきましては、財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い174万円を、また第9節産前産後保険税繰入金につきましては、産前産後期間の保険税軽減制度の新設に伴い、14万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、同款第2項基金繰入金、第1目国民健康保険事業基金繰入金につきましては、歳入増による調整により1億308万2,000円を減額しようとするものでございます。第11節繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金の確定に伴い、8,396万3,000円を増額しようとするものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 調書で言うところの40ページですけど、第2款保険給付費、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額療養費のほうです。それで、ちょっと細かいことになってしまうかもしれんですけども、この高額療養費の増加ですね。ここの部分はお一人の方なのか、複数名の方なのか、ちょっと細かいところなんですけど、そこを教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

1人が増えて、これだけの増額になったというところではございません。国保の65歳以上の高齢者というものが大体加入者の半分程度いらっしゃるという状況でございまして、そういった方々の高額な療養、人工呼吸器をつけたり、そういった高額な医療が近年多くなってきている状況があって、そういった高額療養費が上がっているという状況があるための増額でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) では、御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時2分